

社会福祉法人昭和福祉会 特別養護老人ホーム昭和ホーム 新型コロナウイルス感染対策

レベル1 国内発生期（県内未発生）

- ① 予防用品の保有状況について確認する。
- ② 不足または不足が予想される感染予防用品の発注。
(マスク・使い捨て手袋・アルコール消毒液・病院用ハイター・使い捨てエプロン)
- ③ ご利用者の日々のバイタル測定と状態観察、異常がある場合は嘱託医へ報告し指示を仰ぐ。
トイレ後の手洗い、食事前の手指消毒を徹底する。
- ④ 面会制限(体調不良で静養室にいらっしゃるご利用者ご家族、ご利用者やご家族が強く面会を希望された場合等、検温と体調確認、場所を限定し入室ルートも最短にて対応)
- ⑤ 職員の体調管理の徹底(手洗い・手指消毒、タイムカード打刻時検温の徹底)

レベル2 県内発生早期（村内未発生）福島県内での感染者あり

- ① ご利用者への対応は「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」と「昭和福祉会インフルエンザマニュアル」を参照し対応する。
・長期入所の受入れは行わない。
- ② ショートステイご利用者の受入れは担当ケアマネと連携し対応する。
・村外からの新規受入れは行わない。村内在住者は2週間以上村外の方と濃厚接触をしていない方のみ受け入れる。
・現在利用中の方は退所後、可能な範囲で村外の方との濃厚接触を遠慮していただき体調管理をお願いする。
・入所日は自宅での体温測定を依頼する。お迎え時にも職員が検温し、37.5℃以上と37.4℃以下であっても風邪症状(咳・喉の痛み・腹痛・下痢等)がある場合はご利用を中止する。
・入所日は村外の方との接触がなかったか確認し、濃厚接触があった場合は可能な範囲で個室対応とする。
- ③ ご利用者の村外への通院は必要な場合のみ対応する。通院終了後は送迎車輛の消毒を実施する。
- ④ ご利用者の理髪は本館、ユニット館で分けて、交互に実施する。デイサービスご利用者も依頼があれば実施する。理美容業者の検温(腋窩)と体調確認、手洗い・嗽・マスク着用にて対応する。
- ⑤ 面会の全面禁止(緊急やむを得ない場合を除く)電話を利用していただく等の対応をとる。
- ⑥ 職員は本館勤務とユニット館勤務の職員玄関を分けて、ユニット館受付にタイムレコーダーとカードを設置し対応する。また、手洗い・嗽・アルコール消毒・マスク着用を含む咳エチケット・出勤時の体温測定(出勤前の体調確認も含む)を徹底し、37.0℃以上の場合には上司に連絡(不在の場合は事務所)する。また、不要・不急な外出は控えること。
- ⑦ 委託業者については玄関での対応とする。酸素の業者(フクダライフテック)は看護師を呼び玄関で、配送業者も玄関までの納品とする。リネンの納品回収業者(ワタキュー)や、自販機納品業者、修理等でホーム内に入る場合は検温し(37.0以下)手洗い・嗽・マスク着用にて対応する。
- ⑧ 法人や施設の会議やイベント行事等については予定通りとしますが、会議は開催前に手指をアルコール消毒しマスク着用、隣人と密接せず、部屋も密閉せず(ドアや戸の開放、換気扇使用)1時間を超える場合は途中で換気をする。ボランティア受け入れは自粛する。
- ⑨ 施設内の清掃・消毒、換気を徹底する。各部署で担当し1日2回、ドアノブ・取っ手・鍵・照明等のスイッチ・椅子の肘掛け、手を添える箇所・受話器・パソコンのマウス、キーボード等のアルコール消毒を実施する。

レベル3 会津地方発生（村内未発生）会津地方での感染者あり

- ① ご利用者への対応は「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」と「昭和福祉会インフルエンザマニュアル」を参照し対応する。
- ② ショートステイご利用者の受入れは担当ケアマネと連携し対応する。
・ご利用者の受入れ(入退所)を中止する。(レベル2でご家族へ予め連絡)
・長期的にご利用されている方については、ご家族と相談し対応する。
- ③ ご利用者の村外への通院は緊急時のみとする。(可能な限り短時間とする) 通院終了後は送迎車輛の消毒を実施する。
- ④ 面会の全面禁止(緊急やむを得ない場合を除く)電話を利用していただく等の対応をとる。
- ⑤ 職員はレベル2の対応に加え、出勤前にも自宅での体温測定の実施と不要・不急な外出は控え、クラスターが発生する場所(換気が悪く、人が密集し、接触するような所)へは立ち寄らないこと。必要な外出で感染発生地やクラスターが予想される場所に行く場合は、上司に行動予定を報告する。
- ⑥ 委託業者についてはレベル2と同様とする。ボランティア受け入れは中止する。
- ⑦ 法人や施設の会議やイベント行事等については自粛し、会議は緊急を要する内容以外は、その都度相談し対応する。開催する場合は短時間とし前後のアルコール消毒、マスク着用、隣人と密接せず、部屋を密閉せず(ドアや戸の開放、換気扇使用)30分を超える場合は途中で換気をする。
- ⑧ 施設内の清掃・消毒、換気を徹底する。レベル2と同様、状況に応じて回数を増やすこと。

レベル4 村内発生早期 村内での感染者を確認 感染が疑われる職員(その家族も含む)が発生した場合 感染が疑われるご利用者が発生した場合

- ① 嘱託医(診療所)、昭和村(保健福祉課)、会津保健所に報告し指示を仰ぐ。
- ② 感染が疑われるご利用者への対応は、可能な限り職員も分けて、本館は二人部屋を個室とし(例：4人部屋で1名疑われるご利用者が発生した場合、その1名は二人部屋に隔離し、残りの3名は準罹患者として、その部屋も隔離部屋とする)ユニット館はふくじゅそうユニットの個室に隔離して対応する。疑いのあるご利用者が診療所を受診する場合はマスク着用で居室から直接外に出て送迎車にて対応する。
 - ・ ケアや処置には使い捨て手袋・マスク・使い捨てエプロンの着用を徹底する。ケアの開始時と終了時に手洗いの実施。手指消毒前に顔(目・鼻・口)に触れない。
 - ※【1ケア1ウォッシュ】を基本とする。
 - ・ 感染が疑われるご利用者の居室の換気は2時間に1回とし、その他廊下や食堂の換気は午前・午後、5～10分間、1日に最低2回は必ず実施する。
 - ・ 体温計等の器具は可能な限り該当ご利用者専用とする。他者に使用する場合はアルコール消毒を徹底する。
 - ・ 食事・食事介助は原則居室で対応、終了後は食器やエプロンにアルコールを噴霧する。食事前の手指消毒を徹底して行う(アルコールや除菌ウエットティッシュ)。
 - ・ 使用するトイレは分けて、オムツ交換の際は使い捨て手袋の着用、使用済みオムツやゴミは居室出入り口から持ち出さず、口を閉じ直接外に出して、外から回収する。リネン類や衣類は必ず分ける必要はないが、血液や尿便で汚染した物は次亜塩素酸液に浸漬後洗濯、または80℃10分間の熱水洗濯機を使用する。
 - ・ 濃厚接触が疑われる職員やケア担当職員の中で発熱等の症状がある場合は、自宅待機し関係機関の指示に従う。
- ③ レベル3と同様にショートステイご利用者の受入れ(入退所)を中止する。担当ケアマネと連携し対応する。
- ④ ご利用者の村外へ通院は救急搬送のみとし、嘱託医の指示を仰ぐ。
- ⑤ 面会の全面禁止(緊急やむを得ない場合を除く、面会者の標準予防策を徹底する)
- ⑥ 職員はレベル3の⑤に加え、感染が疑われるご利用者へ濃厚接触が疑われる職員やケア担当職員の中で発熱等の症状がある場合は、自宅待機し関係機関の指示に従う。
- ⑦ 委託業者についてはレベル2と同様とする。ボランティア受け入れは中止する。
- ⑧ 法人や施設の会議やイベント行事等については中止、会議は緊急を要する内容以外は、その都度相談し対応する。開催する場合は主要メンバーとし短時間で前後のアルコール消毒、マスク着用、隣人と密接せず、部屋を密閉せず(ドアや戸の開放、換気扇使用)15分を超える場合は途中で換気をする。
- ⑨ 施設内の清掃・消毒、換気を徹底する。レベル2と同様とするが回数を増やすこと。

レベル5 村内感染拡大 職員(家族も含む)が発生した場合 感染が疑われるご利用者が多数発生した場合

- ① 嘱託医(診療所)、昭和村(保健福祉課)、会津保健所に報告し指示を仰ぐ。
- ② 感染が疑われるご利用者が救急搬送されるまではレベル4②と同様
- ③ 職員不足が生じるため、ホームの機能を維持するために居宅介護事業所職員の体調を確認し応援を要請する。
- ④ 法人全体で早期終息に取り組み対応する。

※新たな感染者が2週間以上発生が見られず、職員体制も確保出来た場合には、関係機関に高齢者福祉施設における感染症等終息報告書を提出し終息を宣言する。